

官報

號外

明治三十八年二月十五日 水曜日

印 刷 局

水曜日

○第二十一回 衆議院議事速記録第十六號

明治三十八年二月十四日(火曜日)午後一時二十三分開議

讀事日程 第十五號 明治三十八年二月十四日

午後一時開議

- | | | |
|-----|---|---------------|
| 第一 | 明治三十五年度豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第二 | 明治三十五年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第三 | 明治三十五年度特別會計豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第四 | 明治三十五年度會計豫備金外ニ於テ豫算超過支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第五 | 明治三十五年度清國事件第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第六 | 明治三十六年度豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第七 | 明治三十六年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第八 | 明治三十六年度特別會計豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第九 | 明治三十六年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第十 | 明治三十六年度清國事件第二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | (委員長報告) |
| 第十一 | 裁判所構成法中改正法律案(元田繁外)
(二名提出) | 第一讀會 繼(委員長報告) |
| 第十二 | 國籍法中改正法律案(國井庫)
(二名提出) | 第一讀會 繼(委員長報告) |
| 第十三 | 國籍法中改正法律案(神崎東藏外)
(一名提出) | 第一讀會 繼(委員長報告) |
| 第十四 | 登録稅法中改正法律案(横井平外)
(二名提出) | 第一讀會 繼(委員長報告) |
| 第十五 | 家祿賞典祿處分法中改正法律案(荻野芳藏外)
(十三名提出) | 第一讀會 繼(委員長報告) |
| 第十六 | 府縣制中改正法律案(橋場平外)
(一名提出) | 第一讀會 繼(委員長報告) |
| 第十七 | 府縣制中改正法律案(小河源)
(一提出) | 第一讀會 繼(委員長報告) |
| 第十八 | 衆議院議員選舉法中改正法律案(横井甚四郎)
(外三名提出) | 第一讀會 繼(委員長報告) |

第十九 郡市町村會議員ノ選舉ニ關スル法律案(横田虎彦外)
(一名提出) 第一讀會

第二十 渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正法律
(武藤金吉外)
(四名提出) 第一讀會

第二十一 屠畜市場法案(川島瀧藏外)
(一名提出) 第一讀會

第二十二 傳染病豫防法中改正法律案(山根正次外)
(七名提出) 第一讀會

第二十三 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(寺井純司外)
(三名提出) 第一讀會

第二十四 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(寺井純司外)
(三名提出) 第一讀會

第二十五 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(澤田寧)
(一名提出) 第一讀會

第二十六 市街宅地地價修正ニ關スル建議案(根本正外十
(二名提出) 第一讀會

○議長(松田正久君) 開會致シマス、諸般ノ報告ヲ致シマス
(書記朗讀)

政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ
國稅徵收法中改正法律案
在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法案

明治二十九年法律第六十三號ノ有效期間ニ關スル法律案
貴族院ヨリ左ノ政府提出案ヲ送付セラレタリ

外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案
日本勸業銀行法中改正法律案
北海道拓殖銀行法中改正法律案

貴族院ハ本院送付ニ係ル
法律案明治三十五年法律第二十九號中改正法律案
本院送付ニ係ル
政府提出案明治三十五年法律第二十九號中改正法律案
可決セル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

馬四改良ニ關スル建議案
提出者 小田文行君 菊池九郎君 内山吉太君
江原素六君 鳩山和夫君 杉田定一君
駒林廣運君 浅野陽吉君 原田赳城君
奥田義人君 小河源一君 兼松禪君
委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
明治三十年法律第十三號中改正法律案

明治三十八年二月十五日(明治二十五年第三種郵便物認可)

ヲ申シテ見マスレバ、第一ニハ成程後レタニハ相違ハナイ後レタニハ相違ハナイケレドキ、第十九議會ト云フモノハ、御承知ノ通ニ、議會が頗死シテシマツタ、ソコデ出ス機會がナカツタ、ソレハソレニ違セナ、然ラバ、第二十議會ニハナセ出サナンダカト申シマスルト、政府ノ答辯ニ於テハ、二十議會ニハ計算書モ何モカモ出來テ居ツタ、出來テ居ツタケレドモ、二十一議會ハ軍國議會アル、軍國議會アルが故ニ、成ベタ此長引クヤウナモノ、竝三軍國——軍ニ關係ナイヤウナモノナドハ提出シナイヤウニト云フコトカラ出サナカツタ、モウツニハ、短期議會ニ於テ手數ノ掛ルトコロノ承諾案ナドヲ出スト云フコトハ、他ノ一問題ハ隨分重大ナコトアルガ故ニ、又政府委員限デハ答辯ノシ兼ネル場合ガアル故院ニ於テモ、此前彼此レ苦情ガアツコトアル故ニ、第二十議會ニ出サズシテ、第二十一議會ニ三十五年度ノ豫備金支出、竝ニ剩餘金支出、是ノ承諾案ヲ提出シタノデアルト云フノガ、是ガ政府委員竝ニ大藏大臣ノ答辯ノ要領デゴザイマス、ニ委員會ハ此極御尤ナリト云フコトハ、ドウシテモ出來ナリ、議會が短期アルガ故ニ、出サナンダト云ニ、大藏大臣ニ出席ヲ求メタ、所ア大藏大臣モ出席セラレタ、ソコデ委員ト大臣竝ニ政府委員トノ間答ノ上、委員ニ於テハ政府ニ答辯ハアル、答辯ハアルガ、其答辯ハ至極御尤ナリト云フコトハ、益々豫備金支出ノ亂雜ヲ來ス端緒アル、又憲法ニ於テモ法律ニ於テモ、既ニ會計法ニ於テハ、年度經過後ノ借用證文見タヤウナ話ニナツテ、後トカラドウスルコトモシャウガナイト云フ程ノ事アルノニ、然ルニ之ヲハ三十五年ニ支出シタモノラバ、當議會ニ出ス、ト云フモノラバ、三年モ四年モ經テ出サレテシマツテハ、サウナクテモ、豫備金ノ承諾案ナドト云フモノハ、時效經過後ノ借用證文見タヤウナ話ニナツテ、後トカラドウスルコトモシャウガナイト云フ理由ハ、ドウシテモ至當ナル申分トハ、能ウ認メナイ、斯様ナ委員會ノ意見デアリマシテ、ソレデ委員會ハ一旦ハ之ヲ不當ナリト認ムル決議ヲバ、將ニ爲サントスル有様デアタノデアル、有様デアツカレドモ、強アルガ故ニ、或ハ軍國議會ニアッタガ故ニ、出サナンダト云フ理由ハ、ドウシテモ至當ナル申ヨリシテ大藏大臣ト種々交渉ノ末、大藏大臣ニ於テハ、以來ハ此豫備金支出ノ件ハ、支出後一番先ニ出シ得ベキ議會ノ到著シタ、其議會ヘ必不提出ヲ致ス、今後ハ斯様ナコトハ、決シテセナイト云フコトヲ、大藏大臣ガ極ク淡泊ニ明言ラセラレタ、證言ラセラレタノデアル、ソレガタメニ、一旦不當決議ヲ爲サントタル委員會モ、大藏大臣ノ答辯ニ満足ヲ致シテ、全會一致デ、然ラバ此三十五年度豫備金支出竝ニ剩餘金支出ノ事ハ、是ハ全會一致ヲ以テ、承諾ヲ與フルト云フコトニナツタ、三十五年度ノ方ハ、特別會計モ一般會計モ、共ニ承諾ヲ與フルコトニナリ、且又同年度ノ清國事件費ノ方モ、全會一致ヲ以テ、承諾ヲ與フルコトニナリマシタノデゴザイマス、是ハ即チ三十五年度豫備金支出竝ニ三十五年度ニ屬スル剩餘金支出、清國事件費ニ關スルトコロノ結果デゴザイマス、ソレカラ次ハ三十六年度デゴザイマス、三十六年度ハ提出ノ時期ノ問題ハナインデアル、問題ハゴザイマセナシタガ、文部省ノ豫備金支出ノ部ニ於テ、教科書編纂第一、一万四千何百圓ト云フ支出ガゴザイマス、ソレカラ内務ノ部ニ於テ、基隆ノ築港維持費ト云フ名ノ下ニ、一十三万何千圓ト云フ支出ガゴザイマス、此二ツカ委員會ノ問題ニナリマシタノデアル、第一ニ文部省ノ教科書編纂費デゴザイマス、此文部省教科書編纂アル、御承知ノ通、第十八議會ニ於テ、當議會ガ否決シタ事柄デアル、當議會ニ於テ否決シタモノラバ、豫備金ヲ支出スルト云フコトハ、如何ナルコトアルカト云フノガ、ツノ

問題ニナリマシタ、ソレカラ基隆築港費モ、第十八議會テハ確カ六十万圓ノ要求、ソレモアルト、斯ウ云フコトニナシテ居リマスルカラシテ、全ク當院ノ決議ト云フモノハ、此ニツノ費目ニ於テ、躉蘭セラレテシマッタト云フ結果ニナシテ居ル、ソコテ文部大臣モ出席ヲセラレ、或ハ政府委員ハ勿論ノ話、種々答辯ヲセラレタデゴザリマスルガ、其答辯ノ要領ハ、斯様ナ事デアル、文部省ノ教科書編纂ノコトハ、成程當衆議院ニ於テハ、追加豫算ト云フヤウナコトガアシテハナラナイ、ソコテ此缺乏ヲ補フケニ、文部省ノ義務トシテ、ソレダケノ處辨ヲシナケレバナラストト云フコトデ是ダケノ處辨ヲシ、且又モウ一ツハ、他ノ一院、即チ貴族院ニ於テハ、隨分議論モ多カツタ、隨分議論モ多カツタが、當時ノ文部大臣ガ、相當ノ處分ヲスル覺悟アルト云フコトヲ言ハレタノテ、貴族院モ是ヲ衆議院ノ決議ニ同意セラレタモコトアルが故ニ、當時ノ文部大臣ハ、豫備金ノ支出ヲ請求シテ、遂ニ云フコトノ意味デ、是ハ削ヅタ、即チ戰爭ニ出ルニ、其兵糧彈藥ヲ削ヅテシマッタラ、戰爭ハスナト云フ意味ハ、一目瞭然タルガ故ニ、當院ニ於テハ、教科書編纂ノ費用ハ、一文モ出スベカラズト云フ意味アル、然ルニ是ヲバ豫備費カラ支出セラレタモノハシナイト院ハ削ヅテシマッタノデアル、費用ヲ削ヅタノハ、即チ國定教科書編纂ト云フモノハシナイト此處分ニナシタノデアルト云フノガ、是ガ文部省ノ側ノ答辯デゴザイマス、答辯デゴザイマシタガ、吾ミ委員ニ於キマシテハ、免モ角モ此教科書編纂費ト云フモノノ、費用ヲバ、當文モ出スベカラズト云フ意味アル、然ルニ是ヲバ豫備費カラ支出セラレタモノハシナイト當議會衆議院ノ決議ヲバ、破ラレタモノデアルト云フノガ、是ニ反對スル、即チ是ハ不當支出ト認メタトコロノ理由ノ大體アル、ソレカラ基隆築港費ノ方ニ至リマスルト云フト、當局者ノ答辯ヲ致サレルニハ、成程基隆築港費ハ、當時ハ確カ六十万圓——一箇年ノ支出六十万圓ト云フモノノバ、要求ヲ致シタ所ガ、ソレハ否決ニナシタ、否決ニナテシマフガ故ニ、是ダケノ金ヲバ、已ムヲ得不支出シタノデアリ、最初ノ基隆築港ト云フタケレドモ、ソレニ伴フトコロノ浚渫船、即チ泥浚ヒラスルトコロノ船ト云フモノガアル、此船ト云フモノヲ、ホックラカシテ置ケバ、船ハ鐵モ錫タリ腐タリスル、港ハ益々塞ルト云フコトニナルガ故ニ、ホックラカシテ置ケバ、ソレマニ一百何十万圓ト出シタモノガ、無駄ニナシケレドモ、委員會ニ於テハ、免モ角基隆築港費ト云フモノヲ削除シタノデアルガ故ニ、削除スルト云フ決議フシタ以上ハ、縱令豫備金クリト雖モ、之ヲ出シテ使フト云フコトハ、コトハ稍々意味ガ遠テ、唯浚渫船ナドノ破壊廢損ト云フコトヲバ、防グニ止マッタダケノ支出デアリマスルト云フノガ、是ガ當局者ノ答辯デアル、當局者ノ答辯デゴザイマスルハ隨分イロ／＼ノ議論答辯モアシテゴザイマスルガ、詳細ノコトハ此速記録ニ載テ居リマスカラシテ、速記録ヲ御覽ニナレバ、詳細ノコトハ分リマスガ、免モ角モ此院ニ於テ支出基隆築港費ノ二十三万何千圓ト云フ此一件ト、此ニツヲ除イテハ、外ニ別ニ異議ノ申スベキ所ナキガ故ニ、此ニツヲ承諾ヲ與ヘナイケレドモ、外全部ハ承諾ヲ與ヘルト云フ、即チ承諾スベキモノト、承諾スベカラザルモノト、ニツニ別ケテ、サワシテ決議ヲバ致シ

マシテゴザイマス、所ガ序ナガラチヨクト御報告ヲ致シマスルガ、此基隆築港竝ニ文部省ノ編算費ニ付イテハ、政府ニ承諾ヲ與ヘテ宜シト云フ説モ、出マシテゴザイマスガ、是ハ委員ナドノ言フトコロノ説ト、略同一ノ理由ア、政府案贊成ノ説フバ、述ベラレタダノテゴザイマスルカラ、是モ序ナガラ御報告ヲ致シテ置キマス、三十六年一度ノ清國事件費ノ支出ト云モノモ、即チ承諾ヲ與ヘル、斯云フコトニナリマシテゴザイマセナン出立ニ剩餘金支出ハ、左様ナコトニナリマシタガ故ニ、此別ニ出テ居リマスル三十六年一度ノ清國事件費ノ支出ト云モノモ、即チ承諾ヲ與ヘル、斯云フコトニナリマシテゴザイマセナンスカラ、其大要ダケフバ御報告ヲ致シテ置キマス、序ニ一言述ベテ置キマスガ、速記録ノ中ノ第二回ノ速記録ニ、憲法第六十二條六十二條二條始終書イテゴザイマス、是ハ憲法第六十四條ノ誤植デゴザイマスルカラ、御覽ノ御方ハ、ドウゾ左様御直シヲ願ヒマス、御報告ハ是ダケデゴザイマス〇

○議長（松田正久君）曾禰大藏大臣ノ發言

（大藏大臣男爵曾禰荒助君登壇）

○大藏大臣（男爵曾禰荒助君）唯今委員長ヨリ御報告ニナリマシタコロノ、不承諾ト云フ御報告ニナリマシタ一ツノ點ニ就キマシテ、即チ臨時教科書編纂費、竝ニ基隆築港維持費支出ノコトニ就キマシテ、政府ノ考ヘテ居リマシタコロヲ、一言申上ゲマス、抑此事タル、第十八議會ニ於キマシテ、唯今委員長カラ報告ニナタ通ニ、國定教科書編纂費、竝ニ基隆築港第二期擴張費ト云フモノが出来マシタ、ソレガ否決ニナリマシタ、ソレガタメニ、其善後ノ處分ニ付キマシテハ、政府ニ於キマシテモ、種々ト考慮ヲ盡シマシタガ、何分ニモ其儘ニ置キマシタ時分ニハ、即チ政府ノ責任トシテ、立ダテ往ケヌ話ニナリマス、若モ其儘ニシテ捨置クト云フコトニナリマスルト、三十七年ノ四月カラハ、全國ノ多數ノ小學校ニ教科書ノ缺乏ヲ來スト、斯ウ云フ結果ニナリマス、即チ其結果ト云フモノハ、固ヨリ見合セマシタガ、何トカシテ其事ノ維持始末ヲ付ケマセネバ、委員長カラモ、既ニ御報告ノアタマ通ニ、多數ノ器具、機械、船舶等が、詰リ腐テシマクテ、自然ト其用ヲ爲スコトが出来ナイ、他日到底ヤラニヤナラヌ仕事デゴザイマスカラ、其器具、機械、船舶等ガ腐敗シテハシマズ、其用ヲ爲サヌト云フ場合ニナリマスレバ、再ビ器具、機械、船舶ヲ新調シナクテハナラヌト云フコトニナリマシテ、非常ナ損失ヲ釀スコトガ明カニナリマシタ故ニ、築港ノコトハ見合セマシタガ、元來築港ノコト、云フモノハ、臺灣ノ島民ノ負擔デ、之ヲ爲シ遂ゲテ參リマスモノデゴザイマスカラ、看スノハ島民ノ負擔ヲ増加スルト云フコトヲ、知リナガラ、其儘ニ抛擲シテ構ハナイト云フコトハ、是亦政府が新領土ニ對スル施政ノ責任上、實ニ困難至極ノコトデゴザイマスル、斯様ナ事情デゴザイマスカラ、政府ニ教科書ノ編纂ニ付キマシテハ、即チ差當リノコトヲ致シマシタ、差當リ三十七年ノ四月ニ於キマシテ、教科書ノ缺乏ヲ致サヌ、ダケノコトヲ限度ト致シマシテ、其費用ヲ支出致シマシタ、又基隆築港ノ方ニ付キマシテハ、唯現状ヲ維持スルコトニ留メマシテ、是ダケノ費用ヲ支出致シタノゴザイマス、此事ニ就キマシテハ、今委員長カラ御報告ニナタヤウナ御説ガ、出ルデアラウト云フコトヲ考ヘテ、初メカラ居リマシタカラ、餘程研究ヲ致シマシテ、十分考慮ヲ盡シマシテ上テ、政府ニ於キマシテハ、施政ノ責任上、已ムヲ得ズ、是非執ラネバナラスト云フ手段ハ、是ニ外ナラズト、斯ウ考ヘテ執ツタ仕事デゴザイマシタ、政府ニ於キマシテハ、不當トハ考ヘマセヌ、却テ負擔ヲ増サヌヤウニシ、且又教育ノ方ニ於キマシテハ、教科書ノ缺乏ヲ來

第一 明治三十五年度豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）（政 府提出）

○**恒松塗慶君**(百五十九番) 委員長報告通、異議アリマスカ
○議長(松田正久君) 花井卓藏君ハ異議ガアリマスカ

○議長(松田正久君) 花井卓藏君ハ異議アリマスカ
○花井卓藏君(三百七番) 私ハ異議ハアツタガ、立ツタノヤゴザイマセヌ

○議長(松田正久君) 曾禰大藏大臣ノ發言

○早速整爾君(二百八十九番) 私ハチヨット委員長ニ對シテ、御尋ニ致シタイト思フア居リマスガ、此豫備金支出承諾ヲ求ムル件ニ付イテ、政府が前ノ議會ニ、之ヲ提出シカシタ云フコトハ、怠慢デアル、不當デアルト云フコトヲ認メテ、委員會ニ於テハ、將

不當デアルト云フ決議ラシヤウトシカ、終ニ其決議ラシカガ、タト云フコトデアル、怠慢デアル、不當デアルト云フコトヲ、認ムルト云フコトハ、誰ノ眼カラ見テモ、同ジコトアラ、ウト考ヘマスガ、委員會ハ其不當デアルト云フ決議ヲ、將ニシヤウトシテ、シナカツタト云フ理由ヲ、委員長ニ承リタイ、委員長ハ大藏大臣が出テ來テ、將來ハ屹度心得ル、是カ後ハ左様ナコトノナイヤウニ、早ク議會ニ向シテ之ヲ提出スルコトニスルト云フコトヲ、大藏大臣が述ベタカラ、委員會デハ不當デアルト云フ、議決ヲシナカツタト云フ話デアルガ、ソレハ不當デアルト云フ議決ヲ、シナカツタ理由ニハナラヌト思フ、無論政府が不當ノコトヲシタ以上ハ、將來ニ於キマシテハ、ソレヲ改メ速ニ議會ニ報告スルト云フコトハ、政府ノ責任デアルケレドモ、現在前ニ既ニ不當ノ事ヲシタスレバ、ソレハ不當デアルト云フ決議ヲ、無論シナケレバナラヌト思フ、將ニ不當デアルト云フ決議ヲシ掛ケタガ、大藏大臣ガ斯様ニ言タカラ、其決議ヲスルノヲ止メタト云フノハ、理由が分ラナイ、ソレカラ政府ノ方デモ、大藏大臣ハ、是カラ後ハ速ニヲ報告スルト云フコトヲ、明言セラレタ以上ハ、大藏大臣自ラモ、是マテノヤリ方が不當デアルト云フコトヲ、御覺リニナツタノデアラウト思フ、サウスレバ、唯將來ハ兔モ角モ、既往ニ不當ノ行ヲシタト云フコトニ對シテ、政府ハ其責任ヲ如何ニサレルカ、是ハ政府ニ向シテノ質問デアル、委員長ニ御答辯ヲ煩ハシ、併セテ其責任ヲ如何ニスルカト云フコトヲ、政府ニ承リタイノデアリマス。

○肥塚龍君(三百二十四番) 唯今早速君ノ、委員長ニ對スル質問ガゴザイマシタガ、別ニ登壇スル程ノ物柄デモナカラウト思ヒマスカラ、是カラ御答辯致シマス、三十五年度ノ豫備金支出ヲ、二十一議會ニ提出シテ承諾ヲ求ムルト云フコトハ、時期ノ後レタコトハ、是ハ無論ノ話ニアシテ、委員會デモ、イロイロ議論ガアツタノデアル、議論ガアツタノデゴザイマスガ、委員會ハ之ヲバ承諾ヲ與ベルト云フコトニナリマシタ譯ハ、委員會ニ於テハ、政府ニ對シテ、戰ヲ挑ミ、喧嘩ヲスルト云フ氣ハ、更ニナインデアル、雙方圓滑ニ往クコトナレバ、ソレデ澤山ニアラウト思フ、又ソレバ大藏大臣が出て來テ、既往ハ不都合デアツタガ、將來ハ左様ナコトシナイト云ハレタコトハ、却ゾ不當デアルト云フ決議ヲスルヨリハ、委員會ニ於テハ——獨リ委員會ノミナラズ、當議會ニ於テモ一層ノ便利デアルト思フ、ソレハ外モゴザイマセヌガ、政府が飽マデ是マデノヤウニ、三十五年度ノ豫備金支出ヲバ、三十八年ノ豫算ヲ議スル所ニ持シテ來テ、書出シタト云フヤウナコトニ付イテ、押問答ノ末、憲法ハ後日ト書イテアル、會計法ハ何タト書イテアルト云フヤウナ、文字ノ爭ラシテ、其解釋ガ幾様ニモ涉ツテ、甚ダ不判然ナルコトデアル、然ルニ幸ニ大藏大臣が出て來ラレ

テ、以來ハ斯様ナコトハシナイ、必ず其先ニ出シ得ベキ議會ノ來タリヤニ出シマス、此一言

デ、疑惑ニナシ居ル問題ノ解説ヲ、一定シタヤウナモノアルカラ、ソレデ委員會ニ於テ

ハ、強テ戰ヲ挑ム必要ガナキが故ニ、大臣ガ左様ナコトヲバ證言シ、又委員會ニ於テ、

是ヲバ委員長ヨリ報告スル以上ハ、認可ヲ與ヘテ宜カラウ、即チ一方ハ謝罪ヲ爲シ、一

方ハ認容スルト云フコトハ、更ニ不都合ノナイコトアラウト思フが故ニ、承諾ヲ與ヘタノ

アリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

○早速整爾君(二百八十九番) 唯今委員長カラ御答ガゴザイマシタガ、ヤハリ私ハ委

員長ノ御報告ニ付イテ、要領ヲ得ルコトガ、出來ナイノアリマス、政府ト戰ヲ挑ムト云

フコトハ嫌ヒデアル、成ベク圓満ニヤリタイカラト云フ……

○議長(松田正久君) 二三百八十九番ニ注意致シマスガ、反對カ何カ述ベラレルノテ

アリマスカラ、更ニ質問ヲスルノアリマスカ

○早速整爾君(二百八十九番) 更ニ質問ヲスルノアリ、委員長ノ報告ヲ確メルノ

デス、ソレデ此理由が能ク分ラナイ、戰ヲ好ムノデナイン、圓満ノ欲スルノアルト言ハレルノ

デアルガ、ソレヲ不當ト認メタガ、不當ト議決スルコトハ、シナイト云フコトハ、分ラナイ、今

大藏大臣ハ謝罪シタト云フヤウナ、御話ニアツガ、ドウ云フ言葉ニテ謝罪シタカ、大

藏大臣ガ謝罪シタナラバ、既往ノ責任ハ許シテモ差支ナイト云フ御意見アレバ、ソレハ

分ラナイ、是カラ後斯ウスルト云フコトヲ、大藏大臣が明言シタシテモ、既ニ不當ナコト

ヲシタシテモ、既往ノ行爲ニ對シテハ、當然責任ヲ免レルコトハ出來ナイノアリ、更ニ

私ハ委員長カラ大藏大臣が謝罪シタト言ハレルコトヲ、モウ少シ大藏大臣ノ言葉ヲ、此

議場ニ詳シク説明シテ貴ヒタイ、ソレト大藏大臣ハ、其謝罪ノ言葉ヲ當議場ニ於テモ、承

諾ヲ與フルヤ否ヤ、決シダトイ思ヒマス

○肥塚龍君(三百二十四番) 現ニ此御覽ノ通、三十五年度ノ報告書ニ於テ、斯

様ニ書イテアル、「大藏大臣ニ於テ將來ハ法律ノ規程ニ依ル最近ノ機會ヲ以テ議會ニ

提出スヘシトノ證言アリシヲ以テ云々」斯ウ云フコトが書イテアル、大藏大臣が出席ヲシ

テ、サウシテ既往三間違タ、遣リ損ジタ云フコトヲ明言スル以上ハ、即チ謝罪ヲシテモ許

サヌト云フ問題ハナイト思フ、其詳細ヲ聞キタイト云フコトアル、ソレハ大藏大臣ハ、

辯セラル、カ知ヌメガ、詳細ノコトハ大藏大臣ヨリモ、速記録ヲ御覽ニナレバ、直ゲ分ルコ

ト、考ヘル

〔採決々々〕ノ聲起ル

○議長(松田正久君) 発言者ナケレバ、本案ノ承諾ヲ與フルヤ否ヤノ決ヲ採リマス、

本案ノ承諾ヲ與フルコトニ贊成ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(松田正久君) 多數デゴザイマスカラ、承諾ヲ與フルコトニ決シマス、日程第二

明治三十五年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件ヲ、討議ニ附シマス

○恆松隆慶君(百九十五番) 委員長報告通、異議ナシ

○議長(松田正久君) 明治三十五年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ム件)(政府提出)

○議長(松田正久君) 委員長報告通異議アリマセヌカ――異議がナケレバ、本案

ハ委員長報告通、承諾ヲ與フルコトニ致シマス、次ハ第三明治三十五年度特別會計豫備金支出ノ件ヲ、討議ニ附シマス

第三、明治三十五年度特別會計豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出)

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

委員會ハ承諾ヲ與フベカラザルコトニナリシタガ、私ハ承諾ヲ與フベカラスト云フハ、少シ
タ難キヲ強ユル、所謂無理ノ決議ダラウト思フ、ト云フモノハ、十八議會ニ於テ此教科書
編纂費ヲ否決シタ、ソレハ議會ノ權能アルカラ、何レテモ宜イガ、之ヲ否決シタ結果ト
シテ、其翌年ヨリ小學校用ニ使フ教科書がナイト云フ結果ニナリ、若シ斯様ノモノかな
カズタナラバ、全國ノ小學校教育ニ忽チ差支ヲ與ヘ、停滞ヲ來スコトニナル、此場合ニ
當ラウト云フ精神カラ、政府ハ提出シタ、ソレヲ否決シタノアルケドモ、タレヲ否決サ
レテモ、一方ニ彼ノ犯罪事項ガアツテ、爲ニ翌年ヨリ使用スル小學教科書が確カニ不足
ヲ告ゲル結果ニナシテ居ル、此不足ヲ告ゲルニ拘ハラズ、小學教育ヲナスコトが出來ナイニ
拘ハラズ、之ヲ使用スルコトが出來ナイ、是ニ向テ必要ノ支出ヲスルコトガ、出來ナイト
云フコトハ、殆ド當局者ヲシテ——政府ヲシテ木偶ニアラシメバ出來ルカ知ラヌガ、若シ
令省令ハ斯様ナモノガ否決セレヤウト思ウテ、掠ヘタモノデハナイ、ソレニモウ一ツ、東京ニ
於テハ、之ヲ現在行ニテ居ルナヘナイカト云フガ、現ニ文部省ニ於テ編纂シタ教科書ヲ用
井テ居ル所ガ、三十府縣以上ニ及ニテ居ルコトヲ、承ニテ居ル、斯様ニ三十府縣ニモ及ブ
モノガ、若シ是ガヤラナカズタナラバ、忽チ差支ヲ見ル、差支ガアツテモ宜シイ、種々様々不
都合ノ行爲ヲ、本屋ニナサシメナイタメニ出シタ省令等ヲ改正シテ、ソレヲ見通シテ、教
育上ニ差支ヲ生ジアモ宜イト云フコトハ、全ク間違タ話アルト思フ、殊ニ十八議會ノ
時期切迫シテ、翌年四月一日カラ使用スル教科書ニ、不都合ヲ來スカラト云テ、臨時
ニ一部ノ編纂ヲシタノアル、故ニ一方ハ國定教科書ノ基本ヲ定メルハ無理デアル、是ハ次ノ
議會ニシテモ宜イト云フコトテ、何ニモ國定教科書ノ趣意ヲ、マルデ、非認シタモノデ
ハナイト見テ居ル、然ルニ之ヲ通常議會マテ延ベシテ、所謂國定ノ書物ヲ編纂スルニハ、
モノガ、天下ノ俗物ヲ愚弄スルニ足ルダケノ理由ハアルガ、天下ノ政治家ハ決シテ同意セザ
ベキモノデ、事實已ムヲ得ザルタメニ支出シタノアル、因テ私ハ是ニ承諾ヲ與ヘテ宜イト
云フ、考フテ居ルノアリマス

○議長(松田正久君) 守屋此助君

(守屋此助君登壇)

相違ナイイガ、元來國定教科書ハ、此時ニ當ツテ基礎ヲ定メ、將來其方針ヲ以て推シテ
參ラウト云フ精神カラ、政府ハ提出シク、ソレヲ否決シタノアルケレドモ、ソレヲ否決サ
レテモ、一方ニ彼ノ犯罪事項ガアリテ、爲ニ翌年ヨリ使用スル小學教科書ガ確カリ不足
ヲ告ゲル結果ニナシテ居ル、此不足ヲ告ゲルニ拘ハラズ、小學教育ヲナスコトが出來ナイニ
拘ハラズ、之ヲ使用スルコトガ出來ナリ、是ニ向ツテ必要ノ支出ヲスルコトガ、出來ナイト
云フコトハ、殆ド當局者ヲシテ、政府ヲシテ木偶ニアラシメバ出來ルカ知ラヌガ、若シ
之ヲ否決シタ儘ニシテ置イタナラバ、如何デアル、教育ニ差支ヲ生ジ、定メテ本院ハ聲ヲ
高メテ、當局者ヲ御咎メニナルコト、思フ、然ルニ幸ニ之ヲ補シテ參タト云フハ、流石ニ
其働く全ウシタモノト見テ宜イ、森本君ノ如キハ、勅令省令ヲ改メレバ宜イト云フガ、勅
令省令ハ斯様ナモノガ否決サレヤウト思ウテ、折ヘタモノデハナイ、ソレニモウ一ツ、東京ニ
於テハ、之ヲ現在行フテ居ルデハナイカト云フガ、現ニ文部省ニ於テ編纂シタ教科書ヲ用
井テ居ル所ガ、三十府縣以上ニ及ンテ居ルコトヲ、承テ居ル、斯様ニ三十府縣ニモ及ブ
モノガ、若シ是ガヤラカタナラバ、忽チ差支ヲ見ル、差支ガアリテモ宜シイ、種々様々不
都合ノ行爲ヲ、本屋ニサシメナイタメニ出シタ省令等ヲ改正シテ、ソレヲ見通シテ、教
育上ニ差支ヲ生ジアモ宜イト云フコトハ、全ク間違タ話アルト思フ、殊ニ二十八議會ノ
時、委員長ノ報告三、此短期議會ニ國定教科書ノ基本ヲ定メルハ無理デアル、是ハ次ノ
議會ニシテモ宜イト云フコトテ、何ニモ國定教科書ノ趣意ヲ、マルデ、非認シタモノデ
ハナイト見テ居ル、然ルニ之ヲ通常議會マテ延ベシテ、所謂國定ノ書物ヲ編纂スルニハ、
時期切迫シテ、翌年四月一日カラ使用スル教科書ニ、不都合ヲ來スカラト云フテ、臨時
ニ一部ノ編纂ヲシタノアル、故ニ一方ハ國定教科書アルガ、是ハ臨時教科書ト云フ
ベキモノデ、事實已ムヲ得ザルタメニ支出シタノアル、因テ私ハ是ニ承諾ヲ與ヘテ宜イト
云フ、考ヲ持ツテ居ルノアリマス

○議長(松田正久君) 守屋此助君
〔守屋此助君登壇〕

○守屋此助若(百九十二番) 諸君、凡ソ帝國議會ノ議案ニ上ルモノニシテ、其一同限ノモノガアリ、此決議ノ模様ニ依テ、將來ニ效力ヲ及ボス重大ナルモノガザリマスルが、唯今ノ日程ニ上ヌテ居ルモノハ、將來ノ慣例ニ於テ、憲法政治ノ消長ニ關係致スト考ヘマスルカラ、私ハ此處ニ一言諸君ニ私ノ愚案ヲ、聽イテ戴キタインデ哉イマス(「謹聽ト呼フ者アリ)豫備金支出ノ事柄ニ付イテ、大藏大臣ハ如何ニ世ノ中ノ俗物ヲ、愚弄

教科書ヲ費目ヲ削ラルレバ、三十七年四月一日以後ハ、教科書ガナクナリマスルト云
フコトハ、再三再四再五再六マテ述べタノデアル、國民が信任致シ國民が重キ付託ヲ致
シテ居ル帝國議會ノ議員ハ、慎重審議ヲ致シタ結果、決シテ帝國議會ノ議員ノ權能ト
致シテ見ルトコロハ、時ノ行政府が見ルが如キ、左様ナ淺見ナ考ハ持タナイ、決シテ教科
書ノ缺乏ハ致サヌゾヨト、斯ウ云フ事柄ヲ、餘程慎密ニ取扱ヘ、民間ノ教育事業ニ熱
心セラル、所ノ諸君ノ事實ノ御調査ノ上、斯様ニ決シテアルノテアル、ソレヨリ以前ニ體シテ居ラム事實テ、其事
ノ見ル所ハ、教科書ノ缺乏ハナイト云フノテ、極メタノテアル、是ガ帝國ノ神聖侵スベカ
ラザル國論アル、衆議院ノ決議デアル、然ルニ此教科書ヲ、豫備金ヲ以テ、時ノ政府
が責任ヲ以テ出シタト云フナラバ、其決議以後ニ新タル事實が出來テ來ア、帝國議會
ニ闘ハシタ理由以外ニ新事實ガ、決議後ニ發生致シタナラバ、私モ絕對ニ出來ストハ思
ヒマセヌ、新タル事實が出來テ來タナラバ、或ハ出來得ルカラ宜シト、事後承諾ヲ與ヘ
ルコトガアルカモ知レヌケレドモガ、諸君、アノ時分ノ委員會、並ニ本會ニ於ケルトコロノ
速記録ヲ、御覽ナサレ、今日大藏大臣が述ベラタコトハ、如何ニ其時政府ハ言ウタノ
デアル、如何ニ議會ガ反對シテ、決シテ差支ヘナイト云ウタノテハアリマセヌカ、然ルトコロ
ガ固ク政府ハ執ツテ、頑冥不靈ニモ、自分ノ意見ヲ押通スガタメニ、此神聖ナル帝國議
會ノ決議ヲ踰越シテ、行政府ガ——行政府が立法院ナル此帝國議會ノ監督ヲ受ケベ
キトコロノ行政官ガ——監督ヲ受ケベキ行政官ガ、監督ヲナサル、トコロノ諸君ノ決議
ニ、横棒ヲ引イタノテハゴザイマセヌカ、(拍手スル者アリ)是ハ諸君——諸君ト音ミト督補大藏大臣ト云フ、個人トノ
間ナラバ、或ハ默シテヤシテモ宜イカモ知レマセヌガ、諸君ト吾ミハ上下ニ向ツテ、如何ナ
ルトコロノ童キ責任ヲ持テ居ルカ、憲法政治ノ消長ニ付イテハ、如何ニ後世子孫ニ對
シテ、重キ責任ヲ持テ居ルゾ、思ヒ念フテ茲ニ到ラバ、吾輩が此問題ハ、將來ニ及ボス
トコロノ憲法政治ノ、消長ニ關スル重大問題アルカラ、默シテ置ケヌト云フ事柄ヲ言
フモ、諸君偶然ハナイデハゴザイマセヌカ、此議會ハ軍國議會アルカラ、成ヘク吾輩ハ
シヤベルコトハ好キアルガ、成ヘク默シテ居ル積テアル、ソレ故ニ今日唯今マテハ、餘程ノ
事モ勘忍シテ置イテヤシタノデアル、ソレハ此議會ニ——當議會ニダケ限ルコトナラ、怒シ
テ置イテモ宜シイノデアル、併ナガラ將來ニ及ボス事ナラバ、如何ニ軍國議會アルモ、此立
法府ト云フモノヲ、左様ニ輕蔑致シテ、衆議院ノ決議ヲ左様ニ踰越致シテ、行政官ガ
得キト致シテ居ルコトヲ見透ス事柄ハ、何分ニモ議員ノ職責トシテ、上下ニ對ベル責任
ト致シテ、私ハ默シテ居ラネイノデゴザイマス(拍手スル者アリ)流石ニ督補大藏大臣
モ一片ノ政治家ノ德義ガ稍アルカト認ムルコトハ、サウシテ且ニレガ如何ニモ惡事ヲシ
タト云フ事柄ヲ、自ラ認メテ居ルカト云フコトヲ思フノハ、此ダケノ政府ガ責任ヲ以テ支
出致シタ、此事後承諾案ヲ求ムル議會ニ於テ、自分がヨソイト、アノ俗人ヲ歎クニ足ル
ダケノ事ヲ言ウタラバ——言ウタラバ、トウ云フ態度ヲ取テ居ル、此事柄が決議ニナルマ
デハ、已レニ確信アレバ、何故屹然ト起テ、再三再四デモ、此討論ヲナゼセヌカ、先刻簡
單ナル五分間程ノ、俗人ヲ歎クニ足ルダケノ愚論ヲ言ウタラバ、恰モ死地ニ就ク
ガ如キ態度ヲシテ、コソイト逃げテシマハレク、(拍手スル者アリ)是が已レニ確信ガア
リ、上ハ陛下ニ對シ奉リ、下ハ國民ニ對シテ、已レニ心ニ、天地ニ耻ズト云フ確信
ガアレバ、此ダケノ重大ナル問題ニ、トウシテ大藏大臣ガ、アノ如キ態度ヲ取ラル、ニアラ
ウカ、後トニ殘ラテ居ル大臣ガ、マタ此處ニ二三居ラル、ヤウデアルカラ、定メテ——定メ
テ今ノ政府ガ——今ノ政府が政治家、德義ヲ辨ヘラレテ居ルナラバ、又此支出ト云

フ事柄ガ、真イト確信シテ居ラル、ナラバ、再三再四、三時間ガ五時間、演説モナサル、
デアラウト思フ、私ハ尙アレ以外ノ理窟ガアレバ、幾ラカ耳ヲ傾ケル、アレ以外トハ何事デ
アル、即チ十八議會ニ吾ミが否決スルマテニ、ソレヨリ以前ニ體シテ居ラム事實テ、其事
柄ハ政府ガイロ——出シテ言ウテ、議員ガ是ナリ非ナリト闘ハシタ理由以外アル、其理
由ト云フモノハ、政府ノ言フコトハ、理由ニ相成ラヌト云ウテ、吾ミハ斥ケテ教科書ニ一
ノ不足ヲ生ズルコトハナイト、斯ウ認メテ決議ヲシテアル、否決シテアル、ソレヨリ以外ノ理
窟ガアレバ、承ハルケレドモ、大藏大臣ノ言ハル、コトハ、實ニ無意味ナンデス、理窟ガナ
シテゴザイマスカラ、合ドナタデゴザイマシタカ、政府辯護ノ名論ヲ御吐キニナリマ
シテ左様ナ譯ズゴザイマスカラ、今ドナタデゴザイマシタカ、政府辯護ノ名論ヲ御吐キニナリマ
シテアラウト思フ、ソコデ殊ニ此將來ノ憲法政治ノ慣例アルカラ、諸君が一人モ多ク、ドウカ
反対ト云フ方ニ、御立チヲ願ヒタク、ドウセ是ハ否決スルトハ極マテ居ル、極マテ居ルガ、私
ノ考ニハ唯ノ一人モ多ク反対ノ方ニ、御立チヲ願ヒタク考ヘマス、是ダケノ事ヲ申シテ
御免ヲ蒙リマス

(拍手スル者アリ)「採決ト呼ブ者アリ」

○議長(松田正久君) 発議者ナケレバ、本案ノ決ヲ採リマス、先ツ本案ノ中、文部省
所管ノ編纂費ニ付イテ決ヲ採リマスガ、編纂費ニ付イテ承諾ヲ與フベシトス諸君ノ起立
ヲ望ミマス

起立者 少數

○議長(松田正久君) 少數ニアリマスカラ、編纂費ノ方ハ承諾ヲ與ヘヌト云フコトニ
決定致シマス、次ニ其他ニ付イテハ、委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、其他ハ委員長ノ報告通、決定致シマス、日
程第七明治三十六年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件ヲ討議ニ附シ
マス

○議長(松田正久君) 少數ニアリマスカラ、編纂費ノ方ハ承諾ヲ與ヘヌト云フコトニ
決定致シマス、次ニ其他ニ付イテハ、委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、委員長報告通、本案ハ承諾ヲ與フルコトニ
決シマス、議事日程第八明治三十六年度特別會計豫備金支出ノ件ヲ討議ニ附シ
マス——森本駿君

第七 明治三十六年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル 件)(政府提出)

(森本駿君登壇)

○森本駿君(百四十七番) 極タ簡單三言ヒマス、サツキ途中ニ濟ンデ居ラマスカラ、極
ク簡單三言ヒマスガ、此臺灣ノ基隆築港維持費、是ハ委員長報告通、御賛成アラシコト
ヲ希望致シマス、先程大藏大臣モ説明ヲシテ、サウシテ政府ノ意思ヲ明カニセラマシタ
ケレドモ、此問題ト云ヒ、今決議ニナシタコロノ編纂費ノ問題ト云ヒ、共ニ當局大臣ノ
説明ハナクシテ、而シテ大藏大臣が政府ノ意思ヲ明カニシタト云フコトニ付イテハ、茲ニ大
ニ注意ヲスベキコトデアルト、私ハ信スルノデアル、ト云フノハ、段々此支出ノアツタ以來、内
閣ニ變更ガアツノデアリマスカラシテ、ソレデ現在ノ當局大臣ハ其事ニ與シタ人ハ、一人

「今居ラヌノアル、而シテ本當ノ責任者ガ、一人残ニ居ラル、ノガ大藏大臣デアル、第
二豫備金ト云フモガ、如何ニシテ支出サレルカト云フト、當局大臣ノ請求ニ依リ、本大
臣之ニ同意ヲ表シ、勅裁ヲ經タリト云フ、其本大臣ハ大藏大臣ニアツテ、第一豫備金ノ
支出ト云フコトニ對シテハ、當局大臣ト大藏大臣ト、聯帶ノ責任ニナシテ居ルノアルガ、
時日ノ隔ツク結果トシテ、以テ兩當局大臣ハ、全ク其人ヲ異ニシテ、同意ヲ表セラレタト
コロノ大藏大臣ガ、一人今日殘ニテ居ルノアリマスカラ、ソレデ大藏大臣ノ意思ヲ明カ
ニセラレタト云フコトハ、當然ノコト、思フケレドモ、此議會ノ決議ヲ重ンゼズシテ、以テ第
二豫備金ヲ支出シ、而シテ其政府ノヤラントシタコトヲ、無理ニ遂行セントセラレタト云フ
コトハ、如何ニモ不當ノ措置ト認ムルノアリマスカラシテ、此件ニ付イテモ、同様委員長
報告通、否決セラレンコトヲ、切ニ希望致シマス

○議長（松田正久君） 稟議者ナケレバ、本案ノ決ヲ採リマス——採決致シマス、委員
長ノ報告ハ本案ノ中、内務省所管ノ基隆築港維持費ハ、承諾ヲ與ヘズ、其他ハ承諾
ヲ與ヘルト云フコトアリマスガ、此委員長ノ報告通、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（松田正久君） 委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（松田正久君） 委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ

○議長（松田正久君） 御異議ガナケレバ、其通ニ決定致シマス——次ニ明治三十六
年度清國事件第二豫備金支出ノ件ヲ討議ニ附シマス

○議長（松田正久君） 御異議ガナケレバ、其通ニ決定致シマス——次ニ明治三十六
年度清國事件第二豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）（政府提出）

○議長（松田正久君） 委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（松田正久君） 御異議ガナケレバ、其通ニ決定致シマス——次ニ明治三十六
年度清國事件第二豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）（政府提出）

○元田肇君（百六十三番） 裁判所構成法中改正法律案 第一讀會ノ續（委員長）

〔元田肇君登壇〕

第十一 裁判所構成法中改正法律案 第一讀會ノ續（委員長）

〔元田肇君外二名提出〕

○元田肇君（百六十三番） 裁判所構成法中改正法律案ノ中デ、本員外二名ノ提出
ニ係ルモノト、國井庫君外數名ノ提出ニ係ルモノトガアリマシテ、同一委員ニ付託サレテ
居リマスガ、其中ニ此本員外二名ノ提出ニ係ル分ダケニ就キマシテ、審査ヲ終リマシテ、其
結果ヲ報告スルコトが出來ルコトニアリマシタ、故ニ茲ニ經過ト結果ヲ御報告致シマス、
委員會ニ於キマシテハ、當局大臣ノ出席ヲ求メマシテ、種々質問討論等ヲ盡シマシテゴザ
イマスガ、結局決ヲ採ルニ及ンダハ、附則ノ中ノ末項ヲ少シ修正致シマシタ外ハ、
全會一致ヲ以テ可決致シタ譯ゴザイマス、ソレデ此附則ノ末項ニ付イテ、修正ヲ加ヘ

第十一 裁判所構成法中改正法律案
元田篠君外二名提出

第一讀會ノ續(委員長)

○議長（松田正久君） 御異議がナケレバ 其通ニ決定致シマス―― 次ニ 明治三十六年度清國事件第二豫備金支出ノ件ヲ討議ニ附シマス

第十 明治三十六年度清國事件第一豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）（政府提出）

○議長（松田正久君） 委員長報告通、御異議ハアリマセメカ
〔「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（松田正久君） 御異議がナケレバ 委員長報告通、本案ハ承諾ヲ與フルコトニ決定シマス―― 議事日程第十一 裁判所構成法中改正法律案ノ第一讀會ヲ繼續シ、委員長ノ報告ヲ致シマス―― 元田肇君

○議長(松田正久君) 御異議がナケレバ、委員長の報告通決定致シマス——議事日程第九明治三十六年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件ヲ
討論ニ附シマス

○議長(松田正久君) 委員長報告通、御異議ハアリマセヌカ

第九 明治三十六年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及
豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(政府提出)
(「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(松田正久君)　發議者ナケレバ本案ノ決ヲ採リマス——採決致シマス、委員長ノ報告ハ本案ノ中、内務省所管ノ基隆築港維持費ハ、承諾ヲ與ヘズ、其他ハ承諾ヲ與ヘルト云フコトニアリマスガ、此委員長ノ報告通、御異議ハアリマセヌカ

○司法大臣(波多野敬直君) 唯今ノ花井君ノ御質問ニ御答致シマス、此區裁判所權限擴張ト、支部廢止トノ問題トハ、實ハ直接ノ關係ハナリノアリマス(花井卓藏君「間接ノ關係ハ如何」ト呼フ併シ此豫算削減ノ結果、支部ヲ廢スル場合ニナリマシタ所ガ、此支部ヲ廢シマシテハ、各地餘程不便ヲ感ズル場合デゴザイマス(花井卓藏君「左様デゴザイマス大ニ困リマス」ト呼フ)豫ノ政府ノ方デハ、區裁判所權限擴張致シマスレバ、經費上ニ幾つか融通ガフ認メテ居リマシタ、ソレデビ此區裁判所權限ヲ擴張致シマスレバ、便利ヲ得マスル譯ニアリマ付ク、從ダ支部モ半數以上ハ存置スルコトが出來ルト云フ、便利ヲ得マスル譯ニアリマ

○議長(松田正久君) 許シテ願ヒマス

スルカラ後トニナサイ

タルトコロノ案ハ、即チ此案ニアタカノヤウニ、記憶ヲ致シテ居ルノデアル、固ヨリ大臣ノ案ト、元田君ノ案ト一致スルト云フ事柄ハ、怪ムニ足ラナイ、智識ガ同ジ位デアルカラ、(笑聲起ル)ケレドモ併ナガラ政府ハ既ニ其案マデモ、御作立アニナリタルモノヲ、何ガ故ニ之ヲ提出セラレナカッタノデアラウカ、此案ニ付イテハ、閣議デモ一致致サヌノデゴザイマスカ、或ハ未定草稿デアズテ未ダ帝國議會ニ問フマデモ至ラナカツタ趣意アルノデアルカ、若クハ元田君ニ政府ガ、露骨ニ言ツタナラバ、提案ヲ御依頼ニナツメ御趣意デゴザイマスカ、贊否ノ決スルニ於テ、甚々重要ナル關係ガゴザイマスガ、或場合ニ於ケハ、政府案ニモ贊成ラシタイ、元田君ノ案ニモ贊成ラシタイ、若クハ反對ラシタイト有ジテ居リマスカラ、伺ツデ置キマス

○花井卓藏君(三百七番) 質問ガアリマス、司法大臣ニ質問シタイノテスが……
○福井三郎君(三百十二番) 花井君私が發言……
○花井卓藏君(三百七番) 司法大臣ニ明カニ御答ヲ願ヒタイノアリマス、第一ニ御
尋ネシタインハ、此裁判所構成法、改正案ハ、全國ニ於ケル二十六箇所ニ支部ヲ廢止
スルノ前提トシテ出サレタト云フ説モ、承テ居リマス、若クハ又此案ノ通過ノ後ニアラザ
レバ、二十六箇所ノ支部ハ、廢止セヌゾアルト云フ 説モ承テ居リマス、果シテ支部ト
此案トハ、彼が如キ關係ヲ有スルヤ否ヤト云フ事柄ヲ、第一ニ承リタイ、第一ニハ支部廢
止ノ問題ニ關シマシテ、本員ハ司法大臣ヲ御尋ネ申シタコトガアル、大臣ノ案上ニ示サレ

ノマシタノハ原案ノ「第七十五條ヲ準用シ」トアリマシタ文字ヲ削除致シマシテ、七十二條ノ下ニ「中轉所ニ關スル規定ヲ適用セス」と、斯様ニ直シマシタ、斯ク修正致シタ譯ハ、原案ニ依リマスト、免官モ或ハ出來ルヤウニナシテ、甚ダ廣キニ失シテ、穩カナラヌ、是ニ於テ此法律ヲ施行スル際ニハ、多少判事ヲアツチコツチヘ移サナケレバナラヌ、轉所ニ關スル規定作用ガ、自由ニナッタラ、ソレデ宜シイト云フコトデ、成ベク此自由ノ範圍ヲ窮屈ニ致シマシテ、已ムラ得ザルノ事柄ダケヲ其意ニ反シテ出來ルヤウニト云フ譯デ、斯ク修正シタノアリマス、斯ノ如キ修正デ以テ、委員會ヲ通過致シタノアリマス、尙附加テ申上ダテ置キマスガ、國井庫君外數名ヨリ提出セラレタ裁判所構成法中改正法律案ハ、尙是ハ委員會が繼續致シテ居リマス、其繼續シテ居ル次第ハ、國井君ノ案ニ依リマスト、大審院ノ判事七八人ヲ五人ニスル、控訴院ノ判事五人ヲ三人八ニ改メル、或ハ上告審ハ大審院ニ限ルヤウニスルト云フヤウナ、他ノ數箇條ニ付イテノ改正案が出テ居ルノアリマシテ、唯今報告致シマシタ、本員外一名ノ提出案トハ、箇條が違^タコトガアリマス、故ニ其違^タ方ノ箇條ニ付イテハ尙進ンデ審査スル必要ガアリマスカラ、本委員會ハ尙繼續シテ居リ

ス、ソレカラ元田君ニ賴シテ出シタトカ云フコトデゴザイマスガ、是ハ政府ニ於テハ、實ハ豫テ必要ヲ認メテ（花井卓藏君「胸襟ヲ披イテ御話シテ下サイ」ト呼フ）既ニ、昨年ヨリ、法典調査會ヲモ取調べタ案テアリマス、且政府ノ方テモ、不同意ハナカタ、即チ樞密院モ既ニ通過シテ居ル案テアリマス、併ナガラ政府ハ構成法全部ノ改正ヲ實ハ企テ、居タコトデ、此支部廢止ニ就キマシテ、必要ガ起り、元田君ハ又此支部ノ存置ニ付イテ、餘程苦辛ヲサレタ結果、曩ニ法典調査會ヲ取調べテ居リマシタ、是ハ既ニ法曹問ニモ、公ケニナツテ居ル案テアリマスカラ――ソレト同一ノ案ト考ヘマスカラ、別段ニ元田君ニ依頼シテ出シタト云フ譯デハアリマセバ

○福井三郎君（三百十二番）本員ハ司法大臣ニ質問ヲ致シマスガ、委員會ノ速記録ヲ見マスルト、委員中ノ内藤君ヨリ此案ガ若シ議場ヲ通過シテ施行セラレタ曉ハ、世ニ疇ノアル裁判所ノ支部ノ存廢ニ關係ハ如何ト云フ問ガ出テ居ル、是ニ對シテ當局大臣ノ御答ニ、是が通過シタナラバ、已ムコトヲ得ナイ、二十六箇所ノ裁判所支部ハ、寧ロ存置スルコトニナルト云フ御答ガアルヤウデアル、凡ソ裁判所支部ノ存廢問題ト、此案トハ自ラ別問題アリテ、一緒ニハ論ジラレヌコトハ勿論、論ガゴザイマセヌガ、併シ其結果ハ本案ノ贊否ヲ決スルニ、非常ニ關係ノアル問題アルカラシテ、委員中ニ此問が起テ、之ニ安心ヲ與ヘルタメニ、御答ガアタノデアラウト思フ、本員モ此事ヲ審カニシテ置キマセヌト、後トニ贊否ヲ決スルニ迷ヒマスカラ、改メテ質問ヲ致シテ置キマスガ、二十六箇所ノ裁判所ヲ廢スルト云フコトガ、若シ事實アタナラバ、實ニ由々數一大事、經費ヲ節減スル高ハ、僅ニ一万三千圓ト云フコトデアル、而シテ其金ヲ減ズルタメニ、二十六ノ支部ヲ廢スルト云フ、大混雜ヲ致シマスルト、天下ニ大洪水が起ルノアル（笑聲起ル）斯ノ如キ少額ナ金ヲ減ズルカタメニ、斯ノ如キ輕舉ノ妄動ヲヤラレルヤウナ、當局テナイト云フコトハ、本員ガ信シテ疑ハザルトコロアル、故ニ此委員會ノ御答ニ於テ此案が通過シタ曉ハ、二十六ノ裁判所支部ヲ存置スルト云フ、責任アル當局大臣ノ御答ヲ承テ、實ハ安心ヲ致シマシタ、同時ニ當局大臣ニ識見ノアルノニ、敬服致シマシタガ（笑聲起ル）希クハ二十六ノ裁判所支部ト云ハレタノハ、曰ク何處ミテアル、（「無用々々」ノ聲起ル）既ニ委員會ニ於テ、二十六箇所ト云フ數ヲ明言セラレタ今日ニ於テハ、一向祕密デモゴザイマスマイ、此上ニ安心ヲ與ヘルタメニ、ドウカ一十六箇所ノ裁判所ノ所在地ヲ、一々列舉セラレントラ望ミマス（「無用々々」ノ聲起ル）之ヲ承シタナラバ、本員ハ安心ヲシテ、本案ノ贊否ヲ決スルコトガ出來ルト考ヘルノデアリマス、當局大臣カラ幸ニ茲ニ大臣ノ御方が見エルヤウデアルカラシテ、改メテ説明ヲ請ウテ置キマス（「無用々々」ノ聲起ル）無用テハナイ、議員ノ言論ヲ無用トハ、ナンノコトデアル、御控ヘナサイ

（司法大臣波多野敬直君登壇）

○司法大臣（波多野敬直君）唯今ドナタカラカ、質問ガゴザイマシタガ、ドウモ御質問ノ要領ヲ能ク何シマセヌガ、モウ一遍ドウツ要領タケラ……

○福井三郎君（三百十二番）モウ一度説明致シマス、大層長ク言ヒマシタガ、要ハ簡單ニ是タケデアル、詰リ二十六ト御答ニナツタ地方裁判所ノ名前アル、名稱ハ何處何處アルカト云フコトヲ、御答ヲ戴キタイ

○司法大臣（波多野敬直君）名稱ハ今記憶致シマセヌ

（笑聲起ル）

○恵松隆慶君（百五十九番）直チニ第一讀會ヲ開カレシコトヲ望ミマス

〔贊成タキト呼フ者アリ〕

○福井三郎君（三百十二番）當局大臣ノ御答ニハ、記憶セヌト云フ御答デゴザイマ

ス、議場ヲ愚弄シテノ御答アルナラバ、其様ニ承テ置キマス、苟モ當局大臣ノ御答ニナツタ言葉ノ中ニ、二十六ト明カニ書イテアル、御記憶ノナイコトガ、同時ニ御答ニ口ヲ衝イテ出ルト云フコトハ、常識アル本員ハ信シラレナイ、斯ノ如キ言ヲ承テハ、本員ハ恰モ侮辱ヲ被ツタ等シノデゴザイマス、名稱ノ御答が出來ヌナラ、出來ヌト云フ御答ヲ願ヒタイ、侮辱サレテハ本員ハ何時マデモ、此質問ヲ續ケテ止ミマセヌ、ドウツ重不テ本員ノ納得スルヤウニ、御答ヲ願ヒタイ

○恵松隆慶君（百五十九番）直チニ第二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長（松田正久君）二讀會ヲ開クノ動議ガ出テ居リマスカラ、本案ノ二讀會ヲ開クヤ否ヤノ決ヲ採リマス

〔福井三郎君「質問ノ御答ハナイノデスカ」ト呼ブ〕

○議長（松田正久君）第二讀會ヲ開クベシタル諸君ノ起立ヲ求メマス

〔起立者 多數〕

○議長（松田正久君）多數、本案ノ二讀會ヲ開クコトニ決定ラ致シマス――恵松君ノ動議ハ、直チニ二讀會ヲ開クト云フノデアリマスカ

○恵松隆慶君（百五十九番）直チニト云フノデ、贊成ヲ得タノデアリマス

○議長（松田正久君）然ラバ直チニ第二讀會ヲ開キマス、先づ第一ノ第十四條ヲ討議ニシマス――望月長夫君

裁判所構成法中改正法律案

〔望月長夫君登壇〕

第二讀會

○望月長夫君（二百四十六番）本員ハ唯今問題ニナツテ居リマスル、第十四條第一號中ニ改正ニ修正ノ意見ヲ提出致シマス、ソレハ本條ノ修正案ノ百圓ヲ三百圓ニ改ムトアル、此三百圓ト云フノヲ一百圓ト修正ラ致ス、唯ソレダケノ修正デゴザイマスカラ、趣意ノ説明ハ極メテ簡單ニ致シマス、三百圓ト申スモ、一百圓ト申スモ、要スルニ程度ノ問題デ、百圓カラ三百圓マデノ程度ノ問題アルガ、併ナガラ此程度ハ、極メテ重要アル程度アルト云フコトヲ、能ク御承知ヲ請ヒタインデアル、即チ今日ノ我邦ノ裁判所ニ現ハル、事件ノ中ニ於テ、非常ニ多數ヲ占メル重要ナル程度アルト云フコトヲ、御承知ヲ請ヒタイン、近年ノ統計ニ依リマシテ、百圓以上ニ一百五十圓ト云フモノガ、殆ド半數ヲ占メテ居殆ド地方裁判所ニ現ハレル事件數ノ、半數ヲ占メテ居ル、東京ノ如キ各自ノ經濟程度ノ進シテ所ハ、ソレ程ノ割合ニモナツテ居リマセヌケレドモ、地方ノ富ノ程度ノ低イ所デハ、此百圓以上ニ一百五十圓ト云フモノガ、殆ド半數ヲ占メテ居ル、此半數ヲ占メテ居ルト云フコトハ、首ニ數字ノ上ヨリ申スノテハナインデス、ソレガ即チ今日ノ人民ノ度合ニ於テハ、極メテ重要な金額アルト云フコトヲ、御承知ヲ請ヒタインデ、此事ヲ述ベマス、御承知ノ通、日本人間ハ、餘リニ權利ト云フコトノミニ重キヲ置イテ、實益ノナイ訴訟マテ出スヤウニマテナツテ居リマセヌ、多クハ其争フコロノ金額が重要アルガタメニ、スレバ、此百圓乃至三百五十圓トカ、三百圓トカト云フ程度ノ金額ハ、ヤハリ日本ノ國民ノ富ノ程度ノ上ニ於テ、決シテ輕視スベキモノデハナイト云フコトガ、明瞭デアラウト思フ、私が強テ辯辞アリテモ、御承知ノ通、裁判ハ――日本ノ裁判所ハ四級ニ分レテ居テ、單獨ノ裁判官が裁判スル所カラ、七八ノ裁判官が裁判スル所マデアル、然ルニモ現ハレマシタ、或ハ支部ノ存廢問題、モウ一つ進シテ言フト、更ニ市トカ町トカ云フ

モノノ、繁榮策ノ問題トシテ、或ハ輕々ニ御考ニナシテ居ル方がアルカト存ジマスガ、左様

ナ事ガナケレバ、仕合セデゴザイマスガ、併ナカラ是ハ一面ニ於テ、斯様ニ三百圓マデハ區裁判所ノ單獨判事ノ裁判ヨリ受クルコトガ、出來ナイト云フコトニ決セラレルト同一アル、

即チ今日マテ地方裁判所ニ出訴ヲ致シタ事件ノ半數マデハ、此合議裁判所ノ判決ヲ受ケル權利ヲ奪ハル、ノト、同一ニナルノアルカラ、私共ハ全然元ノ構成法ノ通ヲ維持シ

ヤウトハ、申シマセヌケレドモ、直チニ進シニ三倍ニ致スト云フコトハ、甚ダ急激ニ失スルコト

アルト信ジマスカラ、先ツ今日ニ於テハ二倍位ニ致シテ、適當アルト確信ヲ致スノデゴ

ザイマス、殊ニ今日區裁判所——全體ノ區裁判所ニ付イテハ、遺憾ナガラ其裁判官カ、甚ダ不十分ニアズテ、到底吾々ノ信望ヲ繫グコトガ出來ナインガ多イデス、司法大臣ハ斯

ノ如クニ改正ヲ致シタナラバ、或ハ控訴院アタリノ老練ナ裁判官ヲ、各區裁判所ニ配置

スルコトが出來ルカノ如クニ、説明サヒテ居リマスケレドモ、本員ノ考テハ、是ハ唯言葉ノ

上ニ左様ニ言ハレルノミデ、決シテ實地ニ行ハレナイコトアル、人情都會ノ地ニ住ムコト

ヲ好ムケレドモ、山間僻地ニ逐ヒヤラレルコトハ、誰シモ好ンデ往クモノハナイ、殊ニ裁判官ノ如キハ、轉所ニ就キマシテモ、其意ニ反シテ往ク必要ノナイコトハ——若シ給料デモ澤

山ニヤツテ往ケヨト云フナラバ、格別デアルケレドモ、サモナイ以上ハ懸離レタ僻地ノ區裁判

所ヘ、控訴院アタリカラ左遷セラレルト云フコトハ、容易ニ實行ノ出來ルモノデハナイ、成

程本案施行ノ際ニハ、轉所ニ付イテハ構成法ノ規定ヲ適用シナイト云フコトガ、書イテゴ

ザイマスルケレドモ、是モ實ハ空文アル、轉所——俸給ニ離レルコトヲ惜シテ、山ノ中ヘ

逐ヒヤラレテ、ソレデ異議ヲ言ハナイヤウナ裁判官ナレバ、是ハ決シテ立派ナ裁判官アハナ

イ、少シ役ニ立ツモノナラバ、ソンナ所ニ逐ヒヤラレル位ナラバ、直チニ辭職シテ辯護士ニ

ナッテシマフ、是ハモウ分リ切シタ事柄アル、殊ニデゴザイマス、私が其實證ヲ申シマセウ

カ、此間司法官試補ノ修習期間三ヶ月法律案ノ委員會ニ於ケル議事ノ際ニ、司法次

官ハ現ニ今日全國區裁判所ノ中ニ、二十三箇所マデハ、判事ハナイガタニ、事務ヲ執

ラヌノテ居ル裁判所ガアル、即チ裁判所ト云フモノヲ指ヘテアルノニ、ソレヲ良キ裁判官ガ

ナインデ、二十二箇所マデハ、事務ヲ執ラヌテ居ルト云フノガアル、斯ノ如キ法律ノ上ニ、

頗ル杞憂ニ堪ヘスト私ハ思フ、殊ニ司法大臣ノ唯今ノ説明ヲ聽キマスト、斯様ニ致セバ、

支部ヲ存置スルコトが出來ルト云ハレタケレドモ、是ハ頗ル疑ハナケレバナラヌ、何故申

裁判官ガ、地方ニズンヽ往クト云フヤウナコトハ、決シテ實行ノ出來ナイ事柄アルカラ

ラ、地點ヨリ考ヘマシテモ、斯ノ如クニ俄ニ重大ナル權能ヲ、之ニ附與スルト云フコトハ、

殆ド半數ヲ占メル、此半數ノモノヲ區裁判所テ悉クヤルト云フコトニナル、他ノ一面

ニ於テ刑事ノ方モ、非常ニ之ヲ擴張シテ、殊ニ事件數デ最モ多キヲ占メテ居ル竊盜ノ如

キモノヲ、悉ク即チ五年ノ刑期ニ當ルモノアリモ、窃盜ナレバ悉ク區裁判所デヤルト云フコト

ニ致シタナラバ、地方裁判所程度ノ事務ヲ、非常ニ減少シナケレバナラヌ、言葉ヲ換ヘテ

申セバ、支部ノ事務ナルモノガ、殆ドナクナッテシマハナケレバナラス、區裁判所デ大體ナラ

全タ其反對ニナシテ、即チ支部ノ自然消滅ニナルト、私ハ確信ヲ致スノアリマス、多クハ

シマセヌ、是ハ隨分ドウモ線ラレタ案テアルカラ、此上多クノ言葉ハ述ベマセヌが、私ノ

唯今述ベマシタ二百圓ヲ、二百圓ニ改メルト云フコトハ、今日ノ程度ニ於テ極メテ適當

ノ修正アルト信シテ居リマスケレバ、願クハ御贊成アランコトヲ希望致シマス

(拍手起り、「採決」ト呼フ者アリ)

○立川雲平君(七十五番) 議長

○立川雲平君(七十五番) 宣シ

(立川雲平君登壇)

○立川雲平君(七十五番) 私ハ唯今修正説、即チ二百圓ト云フ說ニ反対ブシテ、

原案ニナシテ居ルニ三百圓說ヲ維持スルタメニ、暫ク御清聽ヲ煩ハシタイト考ヘマス、勿

論程度ノ問題デゴザイマスル故ニ、議論ハ多ク申上ゲルコトハ、出來ナイデアラウト思ヒマ

スルガ、此先刻來質問ノ中ニモ、支部トノ關係ノコトガ、頻ニゴザイマシタガ、全ク直

接間接上ノ關係ハ、ゴザイマセヌヤウテアルケレドモ、支部ヲ存置シタイト云フ理由

ハ、移シテ以テ此案ヲ贊成スル理由ニナルノアリマス、ソレハドウ云フ譯アルカト云フナ

ラバ、支部ヲ置キタイト云フノハ、先刻ノ論者ノ如ク、其町村ノ繁榮ヲ保フ上云フヤウナ、キ

タナイ考ヘテハナインデセウ、支部ガアルナラバ、人民が近イ所ニアル——本廳マヂテ往カズシ

テ、近イ所ニ於テ、私訟が出來ルト云フタメニ、支部ヲ存置シタイト云フノガ、理由ニアラ

ハ、移シテ以テ此案ヲ贊成スル理由ニナルノアリマス、故ニ支部ヲ存立シタイト云フノハ、即チ自己ガ私訟ヲスル場合

ニ當シテ、近キ所ニ於テ此訴訟が出來ル便利ガアル、遠キ所ニ往クナラバ、費用ヲ要シ時

間ヲ損スルコトハ、言ハヌデモ明カナ話シゴザイマス、故ニ支部ヲ存立シタイト云フ御考

ノ諸君ノ理由ハ、私ガ贊成ヲシテ以テ、本案區裁判所ノ權限ヲ擴張スルト云フコトニ移

シタイ、望月君デゴザイマシタカ、唯今ノ御議論中ニ、金額ノ必要ノ程度ガアルト云フテ、

何カ統計ヲ御出シニナシテ、御話テゴザイマシタケレドモ、金額ニ持シテ往シテ、必要ト云フ

コトヲ分剖スルコトハ、到底出來ナイノアラウト思ヒマス、身分ト金額ニ依シテコソ、必

要ガ生ズルデセウ、一百圓ノ争ヒラスルモノハ、其身分二百圓ニ相當スル身分デアタナラ

バ、ソレハ三菱ヤ三井ガ何千萬圓ヲ争フノト、決シテ選ブトロガアリマセヌ、十圓争フ

者モ、又十圓ノ身代ノ者ガ十圓争フナラバ、舉ゲテ身代ガ訴訟ノ目的物ニナルノデア

リマス、故ニ一百圓デアルカラ、必要ニアリ、三百圓デアルカラ、必要デナシトイハ言ハレマス

マイ、是ニ依シテ此二百圓ト三百圓トノ断定ヲ下サウトスルノハ、其材料宜シキヨ得タモ

ノデナシトイハ信ジマス、ソレデ私ガ二百圓ニ定メタトイ思ヒマスルノハ、今日ノ町村ノ經

濟ノ膨張ノ結果、金員ト云フモノハドウ云フ具合ニ進シテ來テ居ルカト申シマスレバ、百

箇月ニナルト致シマシテモ、元ト一箇月ノモノガハ箇月ニナリマスルナラバ、是亦二倍ニア

リマス、ソレダカラ此比較上カラ言ウテモ、權利ト金ト云フナラバ、金ノ方ハ忍ビ易イ、然ラ

バ二百圓ニ致シマシテモ、決シテ不都合ハナカラウト思ヒマス、ソレカラモウツノ理由ハ、

ゴザイマスル彼ノ刑期ヲ、一年以下ト云フ案ガ、或ハ六箇月ニナルカモ知レマセヌが、六

箇月ニナルト致シマシテモ、元ト一箇月ノモノガハ箇月ニナリマスルナラバ、是亦二倍ニア

リマス、ソレダカラ此比較上カラ言ウテモ、權利ト金ト云フナラバ、金ノ方ハ忍ビ易イ、然ラ

バ二百圓ト致シマシテモ、決シテ不都合ハナカラウト思ヒマス、ソレカラモウツノ理由ハ、

ゴザイマス、斯ウ云フ具合ニ、裁判所ノ上ニ於テ事件ノ増加ハ必ズ來シマスルニ相違

ナイガ、人民ノ方カラ申シマスルナラバ、一審モニ審モ近イ所ニ往シテ、事が執レルト云フナ

ラバ、此近イ所ノ方ガ取ルノハ、決シテ不都合ハナカラウカト思ヒマス、又論者ノ言フ如

ク、訴訟事件ガ、百圓ヨリ一百五十圓マダケ、一番訴訟ガ、多イト云フノアルナラバ何

故ニ二百圓ヲ主張セラン、カ「二百圓ト云フコロデ區域ヲ定メタナラバ、一番アルトコロ人、事件ノ中テ幾分ヲ取ルト云フコトガ分ラナイ、其理由がナインデアル、當局者ニ委員會ニシテ質問ヲ致マシタ結果、三百圓ニ致シマスルナラバ、統計ノ上ニ於テ、是々ノ判事が控訴院ニ於テ浮イテ來ル、地方裁判所ニ是々ノ判事が浮イテ來ル、區裁判所ノ方ニハ此統計ガ壞レテシマフト共ニ、司法大臣即チ當局者ハ、無責任ニナッテシマウ(「ノウ／＼」ト呼フ者アリ)「一百圓ニシタガタメニ、之が破レル、私ハ頗ルソレヲ遺憾ニ思フ、ソレカラ反對論者ノ御説ノ中ニハ、今ノ裁判官ハ不十分デアル、裁判官ガ不十分ナノデアルカラ、單獨判事ニ此ニ三百圓ノ仕事ヲサセルト云フコトハ、如何デアラウカ、此點ニ至シタナラバ、百圓モ五十圓モ、三百圓モ、是ヨリ以上モ同シ事デアル、諸君ハ單獨判事ニ仕事ヲサス上ニ於テ、二百圓マデ、ナケレバ出來ヌト云ヒナガラ、是ガ二人ニナツナラバ、幾億圓デモ限リナク出來ルガ、一人ダカラ二百圓デナケレバ出來ヌト云フコトハナイ、議員中ニハ五百圓ニシタイト云フ説モナシテ、私共モ贊成シテ、ソレガ宜イト思ッタガ、是ガニ三百圓ニナツナノデアル、ソレカラ反スト、訴訟ハ第一審ニ於テ多ク事件ガアルカ、一審ニ審ニマデ至ルカト云フコトノ統計ヲ見マスルナラバ、訴訟ハ多クハ上訴ガ殖ヘテ來テ居リマス、一審ニ於テ判決ヲ下サレテ、示談和解ガ濟ム事件ト、ソレカラ上ノ上訴ノ殖ヘテ來ル統計ハ、確ニ上訴スルモノが殖ヘテ來ル、ダカラ第一審ト云フ裁判ヲ、恐クハ多クノ信用ヲ置イテ居ナイ、ソレナラドンナ人ニサセテモ宜イカト云ヘバ、私ハサウハ言ハナイ即チ一人ノ判事モ、精選シテ良キ判事ヲ得ルナラバ、此上モナイコトデアルカ、縱令不十分ナガラニモ、單獨判事ニ此或事件ヲ判決サシタカラト云ダモ、是デ以テ屈服シナケレバナラヌ道理ハ、決シテゴザイマセモ、故ニ二審ニ審ニ上訴ガアリマスカラ、是ハ差支ナイコトデアラウト思フ、今ヤ三百圓二百圓ノコトニ付イテ、議論ヲスル價値ノナイヤウニ、諸君が御考ヘニナルカ知リマセヌケレドモ、二百圓ニナツテ始メテ、區裁判所ノ擴張ノ効能が現ハレル、是ヲ「二百圓ニスルナラバ、寧ロ此儘置イテ宜シイ、統計ヲ拜見シマセウ、何故ニ二百圓ナラバ、ドンナ統計ガ出ルカ、控訴若クハ其上ノ判事ニ於テ、ドレ程ノ餘裕ヲ生ズルカ、未ダ以テ明カニ、反對論者ハ御提出ニナラヌノデアリマス、然ラバ委員會ニ於ケルトコロノ速記録ニ依テ、御覽下サレマシテモ、此案ノ通過ハ吾々ノ望ムトコロノ判事ヲ、精選スルコトト稍、人民ニ便利ヲ與フルコトハ、確ニ出來ル、何卒原案ニ御贊成アランコトヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 森田卓爾君

(森田卓爾君登壇)
〔討論終結又「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○森田卓爾君(二百四十一番) 討論ハ終結シテモ(「無用々々」ト呼フ者多シ)無用デアリマセヌ、唯今ノ最後ノ問題ニ付イテ、一言辯シテ置カナケレバナラヌコトガアリマス(「無用々々」ト呼フ者多シ)外テハナイ、今マテ問題ニ現レテ居ラヌコトヲ、参考ノタメニ申シテ置カナケレバナラヌ(「無用々々」ト呼フ者アリ)唯今ノ修正論ノ反對論ノ演説ニハ(「無用々々」ト呼フ者アリ)は

○議長(松田正久君) 静肅ヲ望ミマス
○森田卓爾君(二百四十一番) 宜シウゴザイマスカ、三百圓ニ致シテ置ケバ支部廢止スルコトが出來ル、併ナガラ是ヲ二百圓ニ修正致シマスト云フト、或多數ノ諸君ノ

是ダケノ判事が入用デアル、此還繕リヲ致シマシタナラバ、諸君ト私共が共々ニ常ニ不満足ヲ感シテ居ル區裁判所ノ判事ヲシテ、良キ者ニ代ヘルコトが出來ルト、責任ヲ持テ司法大臣ガ答ヘテ居ル、若シ之ヲ二百圓ニ茲ニ於テシマスルナラバ、此統計ガ壞レテシマフ、此統計ガ壞レテシマフト共ニ、司法大臣即チ當局者ハ、無責任ニナッテシマウ(「ノウ／＼」ト呼フ者アリ)「一百圓ニシタガタメニ、之が破レル、私ハ頗ルソレヲ遺憾ニ思フ、ソレカラ反對論者ノ御説ノ中ニハ、今ノ裁判官ハ不十分デアル、裁判官ガ不十分ナノデアルカラ、單獨判事ニ此ニ三百圓ノ仕事ヲサセルト云フコトハ、如何デアラウカ、此點ニ至シタナラバ、百圓モ五十圓モ、三百圓モ、是ヨリ以上モ同シ事デアル、諸君ハ單獨判事ニ仕事ヲサス上ニ於テ、二百圓マデ、ナケレバ出來ヌト云ヒナガラ、是ガ二人ニナツナラバ、幾億圓デモ限リナク出來ルガ、一人ダカラ二百圓デナケレバ出來ヌト云フコトハナイ、議員中ニハ五百圓ニシタイト云フ説モナシテ、私共モ贊成シテ、ソレガ宜イト思ッタガ、是ガニ三百圓ニナツナノデアル、ソレカラ反スト、訴訟ハ第一審ニ於テ多ク事件ガアルカ、一審ニ審ニマデ至ルカト云フコトノ統計ヲ見マスルナラバ、訴訟ハ多クハ上訴ガ殖ヘテ來テ居リマス、一審ニ於テ判決ヲ下サレテ、示談和解ガ濟ム事件ト、ソレカラ上ノ上訴ノ殖ヘテ來ル統計ハ、確ニ上訴スルモノが殖ヘテ來ル、ダカラ第一審ト云フ裁判ヲ、恐クハ多クノ信用ヲ置イテ居ナイ、ソレナラドンナ人ニサセテモ宜イカト云ヘバ、私ハサウハ言ハナイ即チ一人ノ判事モ、精選シテ良キ判事ヲ得ルナラバ、此上モナイコトデアルカ、縱令不十分ナガラニモ、單獨判事ニ此或事件ヲ判決サシタカラト云ダモ、是デ以テ屈服シナケレバナラヌ道理ハ、決シテゴザイマセモ、故ニ二審ニ審ニ上訴ガアリマスカラ、是ハ差支ナイコトデアラウト思フ、今ヤ三百圓二百圓ノコトニ付イテ、議論ヲスル價値ノナイヤウニ、諸君が御考ヘニナルカ知リマセヌケレドモ、二百圓ニナツテ始メテ、區裁判所ノ擴張ノ効能が現ハレル、是ヲ「二百圓ニスルナラバ、寧ロ此儘置イテ宜シイ、統計ヲ拜見シマセウ、何故ニ二百圓ナラバ、ドンナ統計ガ出ルカ、控訴若クハ其上ノ判事ニ於テ、ドレ程ノ餘裕ヲ生ズルカ、未ダ以テ明カニ、反對論者ハ御提出ニナラヌノデアリマス、然ラバ委員會ニ於ケルトコロノ速記録ニ依テ、御覽下サレマシテモ、此案ノ通過ハ吾々ノ望ムトコロノ判事ヲ、精選スルコトト稍、人民ニ便利ヲ與フルコトハ、確ニ出來ル、何卒原案ニ御贊成アランコトヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 多數アリマス(拍手起ル)議長ハ多數ト認メマスルニ依テ、正說ニ同意者ハ、白イ札ヲ持テ來ルノデアリマス、反對者ハ青イ札ヲ持テ來ルノデアリマス——點呼ヲ始メマス
(書記氏名ヲ點呼ス)

○議長(松田正久君) 投票洩ハアリマセヌ——洩ガナケレバ開鎖シマス、開鎖——開票致シマス

○議長(松田正久君) 異議ノ申立ニ定規ノ贊成者アリト認メマスルニ依リ、是ヨリ記名投票ヲ執行政シマス——閉鎖——是ヨリ投票ヲ執行致シマスガ、二百圓ノ修正說ニ贊成者ハ白イ札ヲ持テ御出デナサイ、是ニ反対者ハ青イ札ヲ持テ御出デナサイ

○大岡育造君(百六十四番) モウ一度宣告シテ賛ハナケレバ、明瞭ニ徹シマセヌ

○議長(松田正久君) 念ノタメニモウ一應宣告ヲシマスルガ、修正說即チ二百圓ニ修正說ニ同意者ハ、白イ札ヲ持テ來ルノデアリマス、反対者ハ青イ札ヲ持テ來ルノデアリマス——點呼ヲ始メマス

○議長(松田正久君) 投票洩ハアリマセヌ——洩ガナケレバ開鎖シマス、開鎖——開票致シマス
(書記官投票ノ數ヲ計算ス)

○議長(松田正久君) 投票ノ結果ヲ御報告致シマス

○議長(松田正久君) 百五十二
(拍手起ル)

第十五 家祿賞典祿處分法中改正法律案(荻野芳藏) 第一讀會

家祿賞典祿處分法中改正法律案

第四條(第四條ノ一トシ次ニ左ノ一條ヲ加フ)

第四條ノ二 給與ノ願出ニ對シ不許可ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六 府縣制中改正法律案(植場平君外一名提出) 第一讀會

府縣制中改正法律案

府縣制中左ノ通改正ス

第五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

府縣會議員ハ府縣ノ人口五十萬未滿ハ議員三十五人ヲ以テ定員トシ五十萬以上百萬未滿ハ五萬ヲ加フル毎ニ一人ヲ増シ百萬以上ハ七萬ヲ加フル

毎ニ一人ヲ増ス

被選舉權ヲ有ス

第六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

府縣内ノ市町村公民ニシテ市町村會議員ノ選舉權ヲ有シ且其ノ府縣内ニ於テ一年以來直接國稅年額三圓以上ヲ納ムル者ハ府縣會議員ノ選舉權及

同條第二項ヲ削ル

第五十條第三項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ其ノ開會中緊急ヲ要スル事件アルトキハ直ニ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

第五十八條第五號ヲ左ノ如ク改ム

府縣費ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行及物品會計ニ關スル規定ヲ議決

第六十九條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

府縣參事會ハ必要ト認ムルトキハ實地ヲ調查スルコトヲ得

第一百二十一條ニ左ノ一項ヲ加フ
豫備費ノ支出ハ府縣參事會ノ議決ヲ經ヘシ

附則

此ノ法律ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五條及第六條ニ關シテハ次ニ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

第十七 府縣制中改正法律案(小河源一君提出) 第一讀會

府縣制中左ノ通改正ス

第四條 府縣會議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

選舉區ハ郡市町ノ區域ニ依ル但シ東京市京都市大阪市其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル市ニ於テハ區域ニ依リ町ハ獨立シテ府縣會議員ヲ選舉シ得ル町ノミ町ノ區域ニ依ル

第五條 府縣會議員ハ府縣ノ人口五十萬未滿ハ議員三十五人ヲ以テ定員トシ五十萬以上百萬未滿ハ五萬ヲ加フル毎ニ一人ヲ増シ百萬以上ハ七萬ヲ加フル毎ニ一人ヲ増ス

町ハ人口一萬以上ノモノニ限り獨立シテ一人ノ府縣會議員ヲ選舉スル權ヲ有ス

各選舉區ニ於テ選舉スヘキ府縣會議員ノ數ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣

ノ許可ヲ得テ府縣知事之ヲ定ム
前項議員ノ配當方法ニ關スル必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第九條 獨立選舉權ヲ有セサル町長及村長ハ每年九月十五日ヲ期トシ其ノ日

郡長ハ町村長ヨリ送付シタル名簿ヲ合シ毎年十月十五日マテニ其ノ選舉區ノ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

第十條 市長及獨立選舉權ヲ有スル町長ハ毎年九月十五日ヲ期トシ其ノ日現在ニ依リ十月十五日マテニ其ノ選舉區ノ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

第十二條 郡市長及獨立及選舉權ヲ有スル町長ハ十月二十日ヨリ十五日間其ノ郡市役所及町役場ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縱覽ニ供スヘシ若關係者ニ於テ異議アルトキ又ハ正當ノ事故ニ依リ前條ノ手續ヲ爲スコト能ハスシテ名簿ニ登録セラレサルトキハ縱覽期限内ニ之ヲ郡市町長ニ申立ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ郡市町長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項都市町長ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ關シテハ府縣知事都市町長ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十五條 郡市長及獨立選舉權ヲ有スル町長ハ選舉長ト爲リ郡ニ於テハ投票函ノ總數到达シタル翌日市町ニ於テハ投票人ノ翌日選舉立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ若投票ト投票人トノ總數ニ差異ヲ生シタルトキハ其ノ由ヲ選舉錄ニ記載スヘシ但シ場合ニ依リ選舉會ハ郡ニ於テハ投票函到达ノ日市町ニ於テハ投票ノ日之ヲ開クコトヲ得

前項ノ計算終リタルトキハ選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票ヲ點檢スヘシ第十四條 選舉人選舉若ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ府縣知事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ハ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ

府縣知事ニ於テ選舉若ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第一項申立ノ有無ニ拘ラズ第三十一條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ府

縣參事會ノ決定ニ付スルコトヲ得

本條府縣參事會ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ決定ニ關シテハ府縣知事郡市長及獨立選舉權ヲ有スル町長ヨリモ亦訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十八 衆議院議員選舉法中改正法律案（横井甚四郎君外三名提出）

第一讀會

衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス

衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス

第八十九條 フ第一項ノ一トシ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第八十九條ノ二 選舉事務ニ關係アル官吏、吏員ニシテ選舉ニ關スル文書ヲ偽造又ハ變造シテ行使シタル者ハ四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第九十九條中「一月以上二年以下」ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ
ヲ附加ス「ラ」一月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ
處ス」ニ改ム

第十九 郡市町村會議員ノ選舉ニ關スル法律案（横井甚四郎君外一名提出）

第一讀會

郡市町村會議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉法規定ノ罰則ヲ準用ス

第二十 渡良瀬川沿岸地方特別地價修正法律中改正ス

第一讀會

法律案（武藤善吉君外四名提出）

郡市町村會議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉法規定ノ罰則ヲ準用ス

第二十一 屠場法案（川島龍藏君外一名提出）

第一讀會

屠場法案

第一條 本法ニ於テ屠場ト稱スルハ食用ニ供スル牛馬羊豚ヲ屠殺シ又ハ斂牛馬ヲ解體スル

場所ヲ云フ

第二條 屠場外ニ於テハ政府ノ認可ヲ得シテ食用ニ供スル牛馬羊豚ヲ屠殺體スル

第三條 屠場ハ政府ノ免許ヲ得テ之ヲ設立スヘキモノトス

第四條 屠場ハ公共ノ施設ニ限り政府ノ免許ヲ得テ一地區内ノ專業トナスコトヲ得但シ其ノ地區ハ主務大臣之ヲ定ム

第五條 屠場ハ官ノ検査ヲ經サル牛馬羊豚ヲ屠殺シ又ハ斂牛馬ヲ解體スルコトヲ得ス

第六條 本法施行ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 第二條、第五條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十三條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十三條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十三條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十三條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十三條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百零一条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百零二條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百零三条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百零四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百零五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百零六條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百零七條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百零八條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百零九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十一条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十二条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十三条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十四条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十五条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十六条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十七条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十八条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十一条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十二条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十三条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十四條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十五條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十六条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十七条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十八条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百二十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十一條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十二条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十三条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十四条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十五条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十六条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十七条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十八条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十一条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十二条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十三条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十四条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十五条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十六条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十七条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十八条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百四十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十一条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十ニ得ス

第一百五十二条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十三条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十四条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十五条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十六条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十七条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十八条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十九條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百六十條 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百六十ニ得ス

第一百六十二条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百六十三条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百六十四条 第二條ニ違背シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百六

(書記朗讀) 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

居留民團法案

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

所得稅免除ニ關スル法律案

提出者 大畑純次君

蠶絲業組合法案

提出者 上埜安太郎君

古井由之君

鈴木久次郎君

西村眞太郎君

原田赳城君

荻野芳藏君

宜三君

福島隆慶君

奥野市次郎君

荻野芳藏君

原田赳城君

荻野芳藏君

西村眞太郎君

松本大吉君

野尻邦基君

望月長夫君

中村雄藏君

板倉中君

萩野左門君

中村雄藏君

萩野左門君

滿洲ニ於ケル我政府ノ軍票兌換銀券行使ニ關スル質問ニ對シ清浦農商務大臣ヨリ、衆議院議員武藤金吉君提出滿洲ニ於ケル我政府ノ軍票兌換銀券行使ニ關スル質問ニ對シ別紙大藏大臣答辯書差進候也

明治三十八年二月十四日

内閣總理大臣伯爵桂太郎

衆議院議員武藤金吉君提出軍用手票行使ニ關スル質問ニ對スル答辯書

軍用手票ハ戰地ニ於テ經費仕拂上ノ便利ノ爲行使スル仕拂證票ニシテ政府ハ通

貨及圓銀ヲ普通ノ手續ニ依リテ横濱正金銀行牛莊支店(金庫事務取扱)並ニ軍

金櫃部等ニ交付シ諸般ノ關係上必要ト認ム程度ニ於テ其ノ交換ヲナシシツ、ア

ルノミナラス尙其ノ爲替ノ便ヲ開ケリ其ノ流通ノ狀況ハ時ト處トニヨリテ多少ノ差異

アリト雖モ政府ハ大體上流通良好ニシテ充分ニ其ノ行使ノ目的ヲ達シツ、アリト認ム

右及答辯候也

明治三十八年二月六日

大藏大臣男爵曾禰荒助

衆議院議員宮古啓三郎君提出國有土地森林原野下戻ニ關スル質問ニ對シ別紙

農商務大臣答辯書差進候也

明治三十八年二月十四日

内閣總理大臣伯爵桂太郎

衆議院議員宮古啓三郎君提出國有土地森林原野下戻ニ關スル質問ニ對スル

農商務大臣答辯書

明治三十八年二月二日

農商務大臣男爵清浦奎吾

政府ハ明治三十五年訓令第十二號ノ趣旨ヲ實行シタリ

政府ハ將來ニ於テモ尙ホ確實ニ之ヲ實行スヘシ

政府ハ此訓令ノ趣旨ヲ以テ國有土地森林原野下戻法ノ正當ナル解釋ト認ム

右及答辯候也

明治三十八年二月二日

農商務大臣男爵清浦奎吾

政府ハ此訓令ノ趣旨ヲ以テ國有土地森林原野下戻法ノ正當ナル解釋ト認ム

右